

日本ゲートボール連合 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://gateball.or.jp/about/about_03.html

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 2019年度より、47都道府県ゲートボール団体（以下「加盟団体」）への「非常事態宣言」を皮切りに競技・事業・組織等すべてにおける抜本的改革プラン「再生プロジェクト」を始動させた。”Beyond 2024構想”の実現に向け、取り組んできた。 2024年度からは、5ヵ年行ってきた「再生プロジェクト」を検証し、2026年度を目標に中長期計画を策定中。 <参考> 関連サイト： https://gateball.or.jp/news/7639/ | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度事業報告書 ・2020年度事業報告書 ・2021年度事業報告書 ・2022年度事業報告書 ・2023年度事業報告書 ・情報誌 ゲートボールNavi2019年度号 ・情報誌 ゲートボールNavi2020年度号 ・情報誌 ゲートボールNavi2021年度号 ・情報誌 ゲートボールNavi2022年度号 ・情報誌 ゲートボールNavi2023年度号 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | (1) 新規人材の採用に伴い、育成カリキュラムを検証中。 | |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | (1) 財務の健全性確保に関する計画の策定・公表に至っていない。 (2) 本連合では、費用の見直し、予算決算との比較や分析、正味財産の把握等を行いながら、団体創設以来健全性確保に努めている。 | |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | (1) 外部理事は、9名のうち6名であり（66.6%）、目標割合に達している。 (2) 女性理事は、9名のうち2名であり（22.2%）、目標割合を下回っている。 (3) 2024年度の理事改選により、女性理事の目標割合が昨年度よりも下がったが、次期改選でのコンパクト化に合わせて、その達成に努める。 | ・理事・監事名簿 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | (1) 外部評議員は、9名のうち7名であり（77.7%）、目標割合に達している。 (2) 女性評議員は、9名のうち3名であり（33.3%）、目標割合を下回っている。 (3) 2024年度の評議員改選により、女性評議員の割合が目標達成に近づいているが、次期改選でのコンパクト化に合わせて、その達成に努める。 | ・評議員名簿 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|---|---|
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | (1) ゲートボールは、誕生してから歴史が浅く、また、登録会員の多くが楽しみ、生きがい、健康、交流等を重視した生涯スポーツとしての活動を行っているため、他の競技のような「アスリート」に関する登録制度を持っていない。 (2) 加盟団体及び市区町村団体の役職員や専門委員は、ほぼ競技者によるボランティアで成り立っており、各種会議をつうじて、競技者としての意見が反映できていると判断する。 (3) 一部の加盟団体役員には、本連合の評議員・理事として就任いただいております、意見が組織運営に反映できる仕組みとしている。 | |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | (1) 定款で定める8名以上15名以内のなかで、現在9名の理事による理事会を構成している。 (2) 加盟団体、スポーツ団体、学校教育機関、メディア等、多様なキャリアを有する理事であり、中立性をもった適正な組織運営ができていると判断する。 | ・定款 ・理事・監事名簿 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | (1) 業務執行理事に対し、選定時に原則として満68歳未満と定めている。 | ・定款 |
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | (1) 10年超に関する再任を制限する規定等はない。 (2) 本連合の組織改革と合わせながら、再任回数の上限設定への対応を検討する。 【例外措置または小規模団体配慮措置】 | |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | (1) 役員候補選考委員会を設けていない。 (2) 次期改選（2026-2028年度）に向けて、対応を検討する。 | |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | (1) 各種規程を整備している。 | ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体役職員行動規範 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|-------------------------------------|---|---|--|
| 12 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか | (1) 定款をはじめ、各種規程を整備している。 | ・加盟団体及び会員規程 ・専門委員会規程 ・アドバイザー会議運営規程 ・理事の職務権限規程 ・経理規程 ・旅費規程 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか | (1) 各種規程を整備している。 | ・文書管理規程 ・個人情報保護規程 ・個人情報外部委託管理規程 ・特定個人情報保護に関する基本方針 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか | (1) 各種規程を整備している。 | ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 ・職員給与規程 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか | (1) 各種規程を整備している。 | ・資産運用規程 ・ゲートボール振興基金規程 ・ゲートボール活性化のための再生事業基金規程 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか | (1) 加盟団体及び会員規程において、加盟団体分担金、賛助会員会費を定めている。 | ・加盟団体及び会員規程 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備す ること | (1) 「代表選手・代表チーム」に関する単独での選考制度には至っていない。 | |
| 18 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること | (1) 代表審判員に関する単独での選考制度には至っていない。 | ・審判員規程 |
| 19 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問 合わせをできる体制を確保す ること | (1) 以前は、弁護士、税理士、公認会計士と契約していたが、財政事情等により、現在は公認会計士との契約を締結している。 (2) 財政的・人的問題により、相談案件が発生した時点で対応することとしている。 | ・公認会計士との契約書 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|--|---|--|
| 20 | [原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。 | (1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること | (1) コンプライアンスに限定した委員会はないが、裁定委員会規程を整備している。 | ・公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程 |
| 21 | [原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。 | (2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と | (1) 財政的・人的問題により、当該案件が発生した時点で設置することとしている。 | |
| 22 | [原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること | (1) 日本スポーツ協会をはじめとする、各種団体が実施している研修会等にも出席するとともに、役職員への習得内容の共有を行っている。 | ・スポーツ団体におけるコンプライアンスの徹底に関するセミナーの参加 |
| 23 | [原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること | (1) 研修会等をつうじて、特にフェアプレーの徹底、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導を行っている。 | ・ゲートボールテキスト2023 ・指導者研修会開催要綱 ・2019年度事業計画書 ・2020年度事業計画書 ・2021年度事業計画書 ・2022年度事業計画書 ・2023年度事業計画書 ・2024年度事業計画書 |
| 24 | [原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること | (1) 研修会等をつうじて、特にフェアプレーの徹底、暴力・ハラスメントの根絶に向けた指導を行っている。 | ・ゲートボールテキスト2023 ・2019年度事業計画書 ・2020年度事業計画書 ・2021年度事業計画書 ・2022年度事業計画書 ・2023年度事業計画書 ・2024年度事業計画書 |
| 25 | [原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る | (1) 法律、税務、会計等の専門 家のサポートを日常的に受けるこ とができる体制を構築すること | (1) 以前は、弁護士、税理士、公認会計士と契約していたが、財政事情等により、現在は公認会計士との契約を締結している。 (2) 財政的・人的問題により、相談案件が発生した時点で対応することとしている。 | ・公認会計士との契約書 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る | (2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと | (1) 監事を設置している。 (2) 年間をつうじ、定期的に公認会計士の確認・指導を受けている。 | ・監査報告書 ・理事・監事名簿 ・公認会計士との契約書 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきであ る | (3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求められ る法令、ガイドライン等を遵守す ること | (1) 現在、国庫補助金は受け取っていない。 (2) その他の助成金については、各助成先団体が定めるガイドラインを遵守し、適切に会計処理を行うとともに、各助成先団体による監査等を受けている。 | ・2024年度 助成金交付決定のお知らせ |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|------------------------|---|--|--|
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | (1) 定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、財務諸表等、事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている。 (2) 上記書類等は、本連合ホームページで開示している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html | ・2019年度事業報告書 ・2020年度事業報告書 ・2021年度事業報告書 ・2022年度事業報告書 ・2023年度事業報告書 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | (1) 代表審判員に関する単独での選考制度には至っていない。 | ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | (1) 2020年より、ホームページにて自己説明を開示している。 https://gateball.or.jp/about/about_03.html | |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | (1) 組織運営・業務運営上も常に留意し、適切に管理している。 | |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | (1) 詳細な利益相反ポリシーは作成していない。 | |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | (1) 倫理規程にて相談窓口の設置と公表を定めている。 (2) 現時点では通報専用窓口ではなく、代表電話による相談窓口にて対応している。 | ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 ・公認会計士との契約書 ・個人情報保護規程 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | (1) 通報専用窓口は設けていないが、相談窓口につながった際は、内容に応じて、公認会計士等と協議できる体制を整備している。 | ・公認会計士との契約書 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | (1) 懲罰制度に関する単独での規程は設けていない。 (2) 役職員に関する当該案件が生じた場合、定款や職員就業規程等に基づく処分を行う。 | ・定款 ・職員就業規則 ・公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---|--|--|---|
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | (1) 必要となった場合は、弁護士等と協議を行い、中立性及び専門性の担保に努める。 | |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | (1) 自動応諾条項を定めていない。 (2) これまで当該案件は発生していない。 | |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | (1) これまで当該案件は発生していない。 (2) 発生した場合は、スポーツ仲裁の利用について説明することとしている。 | ・スポーツ仲裁申立書 |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | (1) 2020年度に新型コロナウイルス感染予防対策マニュアルを設置した。 (2) その他については、整備ができていない。 | ・ゲートボール活動における感染拡大予防ガイドライン ・公益財団法人日本ゲートボール連合新型コロナ感染予防モデル大会実施マニュアル |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | (1) 不祥事は発生していない。 (2) 不祥事が発生した場合、関連諸規程に則って対処する。 | ・定款 ・職員就業規則 ・公益財団法人日本ゲートボール連合及び加盟団体倫理規程 ・公益財団法人日本ゲートボール連合裁定委員会規程 |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | (1) 不祥事は発生していない。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|--|---|--|
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | (1) 加盟団体及び会員規程において、関係性・義務・資格の喪失等を定めている。 (2) 各種会議や事業を含め、日常的な対応の中で、指導・助言等を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体及び会員規程 ・関係図 ・平成24年度 指導者研修会 報告書 ・平成24年度 加盟団体マネジメントセミナーレポート ・平成25年度 JGU加盟団体マネジメントセミナー次第 ・平成26年度 JGU加盟団体マネジメントセミナーレポート ・平成27年度 JGU加盟団体マネジメントセミナーレポート ・平成28年度 加盟団体マネジメントセミナーレポート ・2026年度 JGU全国ゲートボール指導者研修会 実施報告書 ・2018年度 JGU加盟団体マネジメントセミナーレポート ・第1回ゲートボール再生プロジェクト全国会議レジュメ |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | (1) 各種会議や事業をつうじて、加盟団体に対し、重要かつ必要不可欠と思われる内容を都度提供している。 | |